

## 富田林市要綱第54号

### 富田林市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

富田林市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱（令和2年富田林市要綱第55号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、富田林市人権尊重のまちづくり条例（平成13年富田林市条例第18号）の趣旨に基づき、市民一人ひとりが、SOGIにかかわらず、あらゆる多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） SOGI 性的指向（恋愛感情、性的関心等の対象となる性別についての指向をいう。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。）をいう。
- （2） パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し、支え合うことを約した二者間の関係をいう。この場合において、双方又は一方に子又は親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）がおり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約したときは、当該子又は親等をも含めた関係をいう。
- （3） 連携自治体 本市とパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体をいう。

#### （宣誓の要件）

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができる。

- （1） 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- （2） 双方又は一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- （3） 他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
- （4） 他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこ

と。

- (5) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係になかった場合を除く。）。

（宣誓の方法）

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認できる書類）
  - (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書（外国籍の者にあつては、婚姻要件具備証明書）その他配偶者がいないことを証する書類
  - (3) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の宣誓書は、双方が署名したものでなければならない。ただし、双方の宣誓の意思が確認できた場合であつて、署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（受領証の交付）

第5条 市長は、宣誓書の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号の1及び様式第2号の2。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第6条 受領証の再交付は、次条に定める場合のほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

- (1) 受領証を紛失し、毀損し、又は汚損した場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めた場合
- 2 前項の規定による受領証の再交付を受けようとする宣誓者は、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、第10条の規定により宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

（宣誓内容の変更）

第7条 宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更があったときは、速やかに、変更の事実が確認できる書類を添えて、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、必要に応じて受領証を再交付するものとする。

（受領証の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ない場合を除き、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を市長に提出し、受領証を返還しなければならない。

（1） 双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップ関係が解消された場合

（2） 一方が死亡した場合

（3） 双方が市外へ転出した場合

（4） 第3条第3号又は第4号に該当しなくなった場合

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者が連携自治体へ転出した場合において、市長が当該連携自治体の長から当該宣誓者が転入した旨の通知を受けたときは、当該通知をもって受領証を返還したものとみなす。

（通称名の使用）

第9条 この要綱に基づく手続において、戸籍上の氏名と併せて通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の場合において、通称名を日常的に使用している事実が確認できる書類を、第4条の宣誓時に提示しなければならない。

（連携自治体との相互連携を図る場合の取扱い）

第10条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、連携自治体においてパートナーシップ宣誓に係る受領証（以下「連携自治体受領証」という。）の交付を受けているときは、第4条の規定による宣誓をしたものとみなして、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定により交付を受けようとする者は、富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 連携自治体受領証

（2） 住所地の変更を証する書類

（3） 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項に定めるもののほか、連携自治体との相互連携を図る場合の取扱いに関し必要な事項は、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携事務要領（令和4年9月大阪府作成）の定めるところによる。

(宣誓書の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(遵守事項)

第12条 市長は、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある者に対する十分な配慮を講じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の富田林市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づく宣誓者は、この要綱の規定に基づく宣誓者とみなす。

附 則（令和5年要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。